

高等海難審判庁長官 殿

国土交通大臣 北側 一雄

平成16年度に海難審判庁が達成すべき目標についての評価

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、平成16年度に海難審判庁が達成すべき目標についての評価を次のとおり実施したので、通知する。

．海難審判庁が達成すべき目標についての評価にあたって

この評価は、実施庁が目標を達成したかどうかを判断するとともに、目標を達成するために必要な措置等が講じられたかどうか等を視点として評価するものであり、評価結果は、実施庁の効率的な業務執行に活かされるべきものである。

．海難審判庁が達成すべき目標についての評価

1．迅速な海難の調査、審判開始の申立について

具体的な目標

海難の認知から審判開始の申立までの平均期間を7.5ヶ月以内とする。

評 価

【評定】

目標は達成されたものと認められる。

【所見】

海難の認知から審判開始の申立までの期間についての定期的な測定、各地方海難審判理事所における事件情報の集中管理、書類・統計作成の簡素化等による調査の迅速化・効率化に努めた結果、16年度実績として目標を上回る6.8ヶ月に短縮することができたことは、迅速な海難の調査、審判開始の申立の実現に向けた大きな改善であると考えられる。

2．迅速な海難の審判及び裁決について

具体的な目標

審判開始の申立受理から裁決までの平均期間を6.0ヶ月以内とする。

評 価

【評定】

目標は達成されたものと認められる。

【所見】

申立受理から裁決までの期間の定期的な測定、効率的な審判運営を行うための審判準備の迅速化、申し立てられた事件についての集中的審理を行う等の取り組みを行うことで、平成16年度実績として目標を上回る4.4ヶ月に短縮することができたことは、迅速な海難の審判及び裁決の実現に向けた大きな改善であると考えられる。

3. 海難に関する情報の利用促進等について

具体的な目標

「海難審判庁ホームページ」の裁決・広報等の各種データ提供の充実を図る。(容量を320MB(平成14年度目標の80MBの4倍)以上とする。)

評価

【評定】

目標は達成されたものと認められる。

【所見】

裁決書、審判予定、各種公表資料等を速やかに追加・更新するとともに、「海難発生統計」等のコーナーを新設して海難防止に関する知識の普及を図る等、ホームページ上の情報の充実を図り、従来の306MBから目標を上回る471MBに容量を拡大した。これにより、広く国民一般に対して海難防止に関する知識の普及が図られることが期待される。

具体的な目標

本庁及び各地方機関において特定のテーマについての海難分析の結果を5回以上公表する。

評価

【評定】

目標は達成されたものと認められる。

【所見】

本庁及び各地方機関において、年1回以上の刊行を努力目標とし、海難の態様、海域における海難の特殊性などをテーマとして様々な角度から分析を行い、同種海難の再発防止策を提言する「海難分析集」を延べ8回刊行し、関係行政機関、海事関係団体及び研究・教育機関等に幅広く配布して海難防止に関する情報提供を積極的に行っている。これにより、海難防止に資する情報の提供が一層充実するものと期待される。

具体的な目標

「海難審判説明会」を20回以上（平成13年度目標の2回以上の10倍）実施し、海難審判及び海難防止に係る知識の向上及び普及を図る。

評 価

【評定】

目標は達成されたものと認められる。

【所見】

海事関係団体、教育機関等に対して、「海難審判制度」や「裁決及び海難の分析結果に基づく海難防止策」等、裁決や海難の分析結果をもとに、目標を大きく上回る54回の「海難審判説明会」を実施しており、積極的な取り組みがなされてきていると考えられる。これにより、一層の海上交通に係る安全対策の周知・啓蒙が図られることが期待される。

